

乳がん検診精密検査実施協力医療機関 登録制度

I. 目的

- 1 乳がん検診に必要とされる精密検査実施方法及び精度管理の向上。
- 2 一次検診機関との連携確立。
- 3 精密検査実施協力医療機関の登録による要精検者の利便と精検受診率の確保。
- 4 乳がん検診精密検査結果についての確実な把握。

II. 条件

- 1 乳がん診断に習熟した医師が診察すること。
担当する医師は、乳腺疾患について関連施設等（自機関を含む）において十分な経験・研修歴を有すること。
- 2 マンモグラフィによる画像診断ができること。
 - (1) マンモグラフィ装置は、原則として日本医学放射線学会の定める仕様基準を満たすものとし、適切な線量及び画質基準を満たすこと。
 - (2) 第三者によるマンモグラフィ画像評価を受けていること。
 - (3) また、次の条件を満たしていることが望ましい。
 - ア. 読影を担当する医師は、NPO 法人日本乳がん検診精度管理中央機構（以下、「精中機構」という）が開催する読影講習会またはこれに準ずる講習会を修了していること。
 - イ. 精中機構により認定されたマンモグラフィ撮影技師（または医師）がマンモグラフィ撮影を行うこと。
- 3 乳房超音波検査ができること
 - (1) 表在用超音波診断装置を保有していること。
 - (2) プローブは、10 MHz 以上の周波数を有することが望ましい。
- 4 細胞診、生検の技術を有し、病理診断医との連携が取れる機関であること。
- 5 所属郡市医師会長の推薦があること。
(ただし、県生活習慣病検診等管理指導協議会乳がん部会（以下、「部会」という）の承認をもって推薦にかえることができる。)

III. 登録の期間

- 1 登録の期間は、部会で登録が承認された年の4月1日から2年間とし、2年に一回定期更新するものとする。

但し、定期更新以外で登録（7月，11月，3月）するものについては、登録が承認された日から次期定期更新までの期間とする。

2 上記Ⅰ又はⅡの条件を満たさなくなった場合は、登録を取り消すことができる。

IV. 遵守事項

- 1 精密検査の結果は、速やかに関係機関に報告すること。
- 2 症例により、部会から求められたときは、細胞検査所見及び生検を実施した場合はその所見を、手術を施行したときはその病理組織診断を部会に提出すること。
- 3 追跡調査に積極的に協力すること。
- 4 担当医師等は、部会が指定する研修会等に出席すること。
- 5 がん登録等の推進に関する法律第6条第1項のがん届出対象情報の届出が義務づけられている医療機関にあたっては、当該義務を遵守すること。
また、同法に基づく知事の指定を受けていない診療所にあつては、積極的に指定申請を行うよう努めること。
- 6 登録条件等に変更を生じた時は、速やかにその旨を県医師会あて報告すること。

V. その他の必要事項は別により定める。

VI. 登録後の措置

申請書に基づき部会の審査を経て、登録された精密検査実施協力医療機関については、鹿児島県生活習慣病検診等管理指導協議会が刊行する「鹿児島県乳がん検診精密検査実施協力医療機関登録名簿」に載せ、事業の実施主体である市町村は、その名簿に従い要精検者に対し利便を図るものとする。

.....*.....*

乳がん検診精密検査実施協力医療機関 登録申込要領

申込医療機関は、所定の申請書を所属医師会を経て鹿児島県医師会地域保健課まで送付する。

医師会に属さない医療機関については、直接鹿児島県くらし保健福祉部健康増進課へ申請する。